

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

## 要綱

一 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）の施行に伴い、市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこと。（本則関係）

二 この政令は、平成二十二年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

三 この政令の施行に伴い必要な経過措置を定めるものとする。（附則第二項及び第三項関係）